

住信 SBI ネット銀行 toto 特約

住信SBIネット銀行toto 特約(以下「本特約」といいます。)は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が販売するスポーツ振興投票券(以下「toto チケット」といいます。)について、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)が当社のお客さまに提供するサービス(詳細は本特約第 3 条に定めるものとし、以下「住信 SBI ネット銀行 toto」といいます。)に適用されます。

第 1 条(約款等の準用)

1. 住信 SBI ネット銀行 toto の利用にあたり本特約に定めのない事項については、センターが定める toto 約款および toto チケットについてセンターが定める全ての約款、規定等(あわせて以下「toto 約款等」といいます。)およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含みます。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含みます。)および関係政省令その他 toto チケットに関係する法令(あわせて以下「関係法令」といいます。)が適用されます。toto 約款等、関係法令および本特約に定めのない事項については、当社が別途定める銀行取引規定その他の規定、規則等に従うものとします。
2. お客さまは、本特約、toto 約款等および関係法令を遵守するものとし、これらの規定に同意のうえ住信 SBI ネット銀行 toto を利用するものとします。なお、お客さまが住信 SBI ネット銀行 toto を利用した場合には、お客さまは、本特約および toto 約款等のすべての規定に同意したものとみなします。

第 2 条(用語の定義)

本特約で使用する用語の定義は、本特約で定義されるものを除いて、toto 約款で定めるものと同一とします。

第 3 条(住信 SBI ネット銀行 toto)

住信 SBI ネット銀行 toto とは、toto チケットの販売に関して当社が提供する以下の各号に定めるサービスをいいます。

1. toto チケットの購入受付
2. 住信 SBI ネット銀行 toto を通じて購入した toto チケットの購入代金の決済
3. 住信 SBI ネット銀行 toto を通じて購入した toto チケットの払戻金または返還金の振込処理
4. 住信 SBI ネット銀行 toto を通じて購入した toto チケットに関する情報の照会
5. その他、前各号に付帯して当社が提供するサービス

第 4 条(住信 SBI ネット銀行 toto 会員登録)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行 toto の利用にあたり本特約に同意のうえ、当社所定の方法により会員登録手続を行うものとします。
2. 当社は、会員登録の際に当社銀行取引規定第 8 条 1 項に定める本人確認手続が完了していることをもって、会員登録手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本項に定める取扱いによりお客さまに生じた如何なる不利益または損失についても、責任を負わないものとします。
3. 次のいずれかに該当するお客さまは会員登録手続を行うことができません。
 - 19 歳未満のお客さま

- 法人のお客さま
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 10 条又は toto 約款第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に該当するお客さま
- 当社に代表口座をお持ちでないお客さま

第 5 条(投票方法)

お客さまが住信 SBI ネット銀行 toto を利用して投票を行う場合、toto 約款で規定する投票方法にかえて、別途当社が指定する住信 SBI ネット銀行 toto 専用の取引サイト(以下「取引サイト」といいます。)を利用するものとします。

第 6 条(投票内容の確認)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行 toto を利用して toto チケットを購入する場合、toto 約款の定めにかかわらず、投票した内容の確認を取引サイトにおいて行うものとします。なお、お客さまが次条の定めに従い toto チケットの購入申込手続を完了した場合、お客さまが当該購入申込手続に係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。
2. 投票内容の確認による購入申込手続終了後は、第 8 条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取消をすることはできません。

第 7 条(toto チケット購入申込)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行 toto を利用して toto チケットを購入する場合、toto 約款の規定にかかわらず、当社所定の方法にて取引サイトで購入申込手続を行い toto チケットを購入するものとします。
2. お客さまは、メンテナンス等のために当社が 住信 SBI ネット銀行 toto に係るシステム(以下「当社システム」といいます。)を停止する時間帯を除き、センターが指定する期間(以下「販売期間」といいます。)中、取引サイトを通じて購入申込手続を行い toto チケットを購入することができます。なお、当社システムの障害が発生した場合やメンテナンスの必要がある場合等、やむをえない場合には、当社はお客さまに予告することなく当社システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当社システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。
3. toto チケット購入にかかる購入金額および口数の上限については、toto 約款の定めるとおりとします。
4. 当社は、お客さまが住信 SBI ネット銀行 toto の利用により取引サイトを通じて購入する toto チケットの代金を、購入申込と同時にお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金より引き落とします。その場合において、お客さまの代表口座円普通預金の残高が購入申込を行う toto チケットの代金に満たない場合、また、何らかの事情でお客さまの代表口座円普通預金から引落しができない場合、当社は、toto チケットの購入手続を行いません。
5. 当社は、toto チケットの購入申込手続に際し、当社銀行取引規定第 8 条 1 項に定める本人確認手続が完了していることをもって、当該購入申込手続がお客さま本人によってなされたものとみなします。
6. 当社は、お客さまの指示に基づいてお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金から toto 購入代金の引落しを行うことにより、toto チケットの購入代金の決済を行うものとします。
7. 日本国外から本サービスを利用して toto チケットを購入することはできません。現地法令により罰せられる場合があります。日本国外からの購入であることが判明した場合には、toto 約款で定めるもののほか、それによって契約者に生じた損害について当社はいっさいの責任を負

いません。

第 8 条 (toto チケット購入完了)

1. 住信 SBI ネット銀行 toto における toto チケットの購入は、前条に定める購入申込手続を終了し、かつ、当該購入申込手続に係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、これを有効な購入申込としてセンターが受け付けた時点で完了するものとします。
2. 前条に規定する購入申込手続終了後、当社システムの不具合その他当社の責に帰すべき事由により、前項に定める購入完了とならなかった場合、toto チケットは発売されなかったものとみなします。この場合、当社は、当社所定の方法によりその旨お客さまに通知するとともに、toto 約款の規定にかかわらず、当該 toto チケットに係るお客様の購入代金を当社が定める期間内にお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金に返還します。当社は、かかる購入代金の返還以外の一切の責任を負わないものとします。

第 9 条 (toto チケット)

1. 当社は、お客さまが 住信 SBI ネット銀行 toto を利用して購入した toto チケットについては、toto 約款の規定にかかわらず、本券、控券等の書面その他有形の媒体の引き渡し、および toto チケットの購入代金について領収書等の発行はいたしません。当社は、お客さまが 住信 SBI ネット銀行 toto を利用して購入した toto チケットの投票内容を電子データとして保管するものとし、取引サイト上に当社の定める期間、表示するものとします。
2. 住信 SBI ネット銀行を利用して購入された toto チケットの所有権は、購入完了と同時にセンターからお客さまに移転します。ただし、お客さまは、センターによる払戻金または返還金の振込のために、センターが toto チケットを占有することについて、予め承諾するものとします。
3. お客さまは、住信 SBI ネット銀行 toto を利用して購入した toto チケットについて、toto チケットの所有権、払戻金等に関する請求権その他一切の権利を第三者に譲渡することはできません。

第 10 条 (結果等の表示)

当社は、第 5 条に定める投票に係る結果の情報その他のセンターから提供された情報を取引サイトに掲載します。この場合、当社は、その内容に関して正確性、適切性または完全性について、一切の明示もしくは黙示の表明または保証を行うものではなく、当該情報によりお客さまが被った損害、損失その他の不利益についていかなる責任も負いません。お客さまは、お客さまが購入された toto チケットに関する情報について、センターが公表する最新の公式情報を確認するものとします。

第 11 条 (払戻金の受取り)

1. お客さまが住信 SBI ネット銀行 toto を利用して購入した toto チケットの投票内容が toto 約款に定める各等のいずれかに該当した場合、toto 約款の定めに関わらず、当社はセンターの指示に基づき払戻金の支払い処理を行います。その場合、お客さまは、お客さまが当社に開設する代表口座円普通預金へ直接振り込まれる方法によって当該払戻金を受け取るものとします。
2. 払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から3営業日後(営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。)に入金されます。但し、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合結果の確定の都合等、センターにより変更される場合があります。
3. お客さまが当社に開設する代表口座について入金停止措置がとられている場合等、払戻金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前2項の定めに従い当該払戻金を受

け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。なお、お客さまご本人による請求があった場合には、別途センターが定める方法で払戻金を受け取ることができるものとします。

4. お客さまは、払戻期限までに請求しない場合、関係法令で定める時効により払戻金を受け取ることができなくなります。
5. 当社は、お客さまに対してセンターの指示に基づき払戻金を支払う義務を負う以外に何ら責任を負わないものとします。

第 12 条(返還金の受け取り)

1. お客さまが 住信 SBI ネット銀行 toto を利用して購入した toto チケットが toto 約款の規定により発売されなかったとみなされた場合、当社は、toto 約款の規定にかかわらず、当該 toto チケットに係るお客さまの購入金額をセンターが別途定める期間内にセンターの指示に基づきお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金へ入金して返還します。
2. お客さまが当社に開設する代表口座について入金停止措置がとられている場合等、返還金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前項の定めに従い返還金を受け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。なお、お客さまご本人による請求があった場合には、別途センターが定める方法で返還金を受け取ることができるものとします。
3. お客さまは、別途告知する返還開始日から 1 年を経過する日までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受け取ることができなくなります。
4. 当社は、お客さまに対してセンターの指示に基づき返還金を支払う義務を負う以外に何ら責任を負わないものとします。

第 13 条(住信 SBI ネット銀行 toto 利用の終了)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行 toto の利用を終了する場合には、当社所定の方法により会員登録の退会手続きを行うものとします。
2. 当社は、お客さまが本特約、toto 約款等または関係法令の定め違反していることが判明した場合、何らの催告または事前の通知なく、ただちに 住信 SBI ネット銀行 toto の全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。
3. 本条に基づきお客さまが 住信 SBI ネット銀行 toto の利用を終了したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社は一切責任を負いません。

第 14 条(サービスの終了)

当社は、当社 WEB サイトに一定期間告知することにより、住信 SBI ネット銀行 toto の提供を変更、終了または中止することができるものとします。なお、本条に基づき当社が 住信 SBI ネット銀行 toto を変更、終了または中止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

第 15 条(個人情報)

1. 住信 SBI ネット銀行 toto の利用に関して当社が保有するお客さまの個人情報の取扱いについては、toto 約款の規定にかかわらず、本条が適用されます。

2. 当社は、当社が保有するお客さまの個人情報について、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」に従い取扱います。
3. 「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」は、当社 WEB サイト上に掲示します。
4. 当社は、toto チケットの販売、払戻金および返還金の支払いおよびスポーツ振興投票に係るマーケティングを目的とした統計データ作成のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、払戻金または返還金受け取り先の口座情報、お客さまを識別するための登録番号、氏名、住所、電話番号その他当社が 住信 SBI ネット銀行 toto を提供するために必要な範囲内で当該情報をセンターまたはその委託先に提供するものとし、お客さまは予め承諾するものとしします。

第 16 条(変更)

当社は、住信 SBI ネット銀行 toto のサービス内容、諸条件および本特約について、お客さまに予告することなく変更する場合があります。

第 17 条(免責)

次の各号の事由により、本サービスの全部または一部の提供に遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 天災・災害・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により本サービスの全部または一部の提供が遅延または不能となったとき。
- (2) 当社が一般的に相応とされる安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、本サービスの全部または一部の提供に遅延・不能などが生じたとき。
- (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。

第 18 条(合意管轄)

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとしします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所としします。

以上